

受付印

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 相馬市長

令和〇年〇月〇日

地方税法第321条の5の2及び相馬市税条例第46条の2及び3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)	相馬市中村字北町63番地の3											
フリガナ	ソウマ											
名称 (氏名)	株式会社 相馬											
代表者の 職氏名	相馬 太郎					電話番号	0244-11-1111					
法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	担当者 (連絡先) 0244-11-1111 (氏名) 相馬 一郎
特別徴収義務者 指定番号	123456					※市町村ごと に異なります						

特例の適用を受けようとする税額	令和〇年〇月以後の特別徴収税額		
申請の日前6か月間の各月末の常時 給与の支払を受ける者の人員及び 各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※相馬市以外の全市町村を含む、 事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与 の支払を受ける者の分とは別にして 2段書き(上段に記載)にしてください。	月区分	給与支払人員	給与支払額
	RO年8月	(臨時 人) 常時 7人	(円) ¥700,000 円
	RO年9月	(臨時 人) 常時 7人	(円) ¥700,000 円
	RO年10月	(臨時 人) 常時 7人	(円) ¥700,000 円
	RO年11月	(臨時 人) 常時 7人	(円) ¥700,000 円
	RO年12月	(臨時 人) 常時 7人	(円) ¥700,000 円
	RO年1月	(臨時 人) 常時 7人	(円) ¥70,000 円
市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、 それがやむを得ない理由によるものであるときは、 その理由の詳細			
申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り 消されたことの有無及び取消年月日	有 (年 月 日承認取消) ・ (無)		

【注意事項】

- 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の20日頃までお願いいたします。
- 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】〒976-8601 福島県相馬市中村字北町63番地の3 相馬市 総務部 税務課

※一度承認を受けた事業所は、毎年度の提出は必要ありません。

※給与の支払いを常時受ける者が10名以上になった場合には、遅滞なくその旨を届け出てください。

※滞納や著しい納入遅延がある場合には納期の特例の承認が取り消される場合があります。